

太田市健康診査及び検診事業実施要綱

太田市健康増進事業等による健康診査及び検診事業に要する費用の一部徴収を定める要綱（平成１７年４月１日太田市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に基づき市が実施する健康診査及び検診事業並びに市が独自に実施する検診事業（以下これらを「検診等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、検診等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 胃がん検診
- (2) 大腸がん検診
- (3) 肺がん検診
- (4) 子宮頸がん検診
- (5) 乳がん検診
- (6) 前立腺がん検診
- (7) 骨粗しょう症検診
- (8) 肝炎ウイルス検診
- (9) ヘルスチェック
- (10) 歯周病検診

（検診等の実施方式）

第３条 検診等の実施方式は、個別方式と集団方式の２種類とする

２ 個別方式は、太田市と業務委託契約を締結している病院又は医院（医師会が契約者となっている場合は、その会員の病院又は医院を含む。）で行うものとする。

３ 集団方式は、個別方式以外の方式により、市の公共施設等で行うものとする。

（検診等の種別等）

第４条 検診等の方式、検診等の対象となる者の年齢及び負担額は、別表のとおりとする。

（負担額の納付）

第５条 負担額は、検診等の受診の際に納付するものとする。

（その他）

第６条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第４条関係）

種 別	方式		検診等対象者年齢要件	負担額
胃がん検診	個 別	レントゲン	7 0 歳以上	0 円
			4 0 歳以上6 9 歳以下	5 0 0 円
		内視鏡	7 0 歳以上	0 円
			4 0 歳以上6 9 歳以下	5 0 0 円
	集団		7 0 歳以上	0 円
			4 0 歳以上6 9 歳以下	5 0 0 円
大腸がん検診	個別		7 0 歳以上	0 円
			4 0 歳以上6 9 歳以下	5 0 0 円
肺がん検診	集 団	レントゲン	6 5 歳以上	0 円
			4 0 歳以上6 4 歳以下	5 0 0 円
		喀痰検査	7 0 歳以上	0 円
			4 0 歳以上6 9 歳以下	5 0 0 円
子宮頸がん検診	個別・集団		7 0 歳以上	0 円
			2 0 歳以上6 9 歳以下	5 0 0 円
乳がん検診	個別・集団		7 0 歳以上（前年度の市の検診（マンモグラフィ）を未受診の者）	0 円
			4 0 歳以上6 9 歳以下（前年度の市の検診（マンモグラフィ）を未受診の者）	5 0 0 円
前立腺がん検診	個別		5 0 歳以上7 4 歳以下	5 0 0 円
骨粗しょう症検診	集団		7 0 歳	0 円
			2 0 歳， 2 5 歳， 3 0 歳， 3 5 歳， 4 0 歳， 4 5 歳， 5 0 歳， 5 5 歳， 6 0 歳及び6 5 歳	5 0 0 円
肝炎ウイルス検診	個別		次の年齢のうち1 回 (1) 4 0 歳 (2) 4 1 歳以上（市の肝炎ウイルス検診を受診していない者に限る。）	0 円
ヘルスチェック	個別		4 0 歳以上（生活保護法（昭和2 5 年法律第1 4 4 号）による被保護世帯の属する者に限る。）	0 円
			2 0 歳， 2 5 歳， 3 0 歳及び3 5 歳	5 0 0 円
歯周病検診	個別		7 0 歳， 7 6 歳（生活保護法（昭和2 5 年法律第1 4 4 号）による被保護世帯の属する者に限る。）	0 円
			2 0 歳， 2 5 歳， 3 0 歳， 3 5 歳， 4 0 歳， 4 5 歳， 5 0 歳， 5 5 歳， 6 0 歳， 6 5 歳	5 0 0 円

備考

- 検診等対象者年齢要件の基準日は、該当年度の３月３１日現在とする。
- 検診等を受ける前に次に掲げる者に該当することを申請した場合であって、次に掲げる者に該当すると認められる場合は、この表の規定にかかわらず、負担額は０円とする。
 - 生活保護法による被保護世帯に属する者
 - 該当年度における市民税非課税世帯に属する者